平成２３年（フ）第１４５７６号
東京都豊島区東池袋１丁目38番１―403号
破産者　アーバンテック株式会社
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５７７号
東京都板橋区蓮根２丁目30―14―202
破産者　桐谷　英憲
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５８５号
東京都中央区築地３丁目１番８号　すずろビル402号
破産者　有限会社築地ゴルフ
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４６１８号
東京都中野区中央１丁目17番２―402号
破産者　株式会社ルーセント
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４６２８号
東京都墨田区両国３丁目18番４―1102号
破産者　有限会社壮佼
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４６２９号
東京都江東区亀戸２丁目６－３―303
破産者　大澤　敏夫
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４６３０号
神奈川県川崎市麻生区白鳥４丁目26番20号
破産者　株式会社ミノル物産
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４６３１号
神奈川県川崎市麻生区片平４丁目16－５－１
破産者　篠塚　　実
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４６４９号
東京都文京区湯島２丁目14番８―504号
破産者　有限会社ケイズ・クリエイト
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４６５０号
東京都足立区青井５丁目11―40―802
破産者　木下　周次
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４６５１号
東京都足立区青井５丁目11―40―802
破産者　木下久美子
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４６７６号
東京都新宿区高田馬場３丁目８番29号
破産者　株式会社フルードコルザ
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７７８号
埼玉県川口市前上町17―６―302
破産者　高橋　頼信
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４７９０号
東京都足立区綾瀬３丁目17―18―503
破産者　人見健市郎
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４８２４号
東京都八王子市南大沢２丁目30番地
破産者　株式会社カルカッタ
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４８２５号
埼玉県川越市新宿町６丁目５－１―223
破産者　林　　輝記
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４８２６号
埼玉県川越市新宿町６丁目５－１―223
破産者　林　　宏美
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４８５３号
東京都新宿区西新宿３丁目７番21号
破産者　チームフォレスト株式会社
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４８７６号
東京都台東区浅草６丁目７－７、住民票上の住所東京都台東区浅草６丁目４－３
破産者　安宅　　勉
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４８７７号
東京都台東区浅草６丁目７－７、住民票上の住所東京都台東区浅草６丁目４－３
破産者　安宅名和子
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４８８１号
東京都港区赤坂８丁目６番13号　新坂マンション404号室
破産者　株式会社アイアドニー・エージエンシー
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４８８２号
東京都葛飾区青戸３丁目15―２―203
破産者　川村　節子
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４８８３号
東京都葛飾区青戸３丁目15―２―203
破産者　蛭田　泰子
1　決定年月日　平成24年１月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部